

令和2年 八潮市農業委員3月総会 議事録

1 開催日 平成2年3月25日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所別館A会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 豊田 幸司

10番 星野 仁

5番 大野ヒロ子

11番 福岡 達則

6番 横山 正和

12番 小倉 雅樹

7番 渋谷 稔

13番 飯山 敏行

8番 荻野 恭子

14番 新井 孝美

9番 齋藤 富子

15番 白倉 正浩

5 欠席委員 1名

3番 恩田 政幸

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

今日はコロナウイルスの関係でマスクの使用ということで、ご協力ありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名でございますので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席は14名でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、3番、恩田委員におかれましては欠席のご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それと今回コロナウイルスの関係で、市のほうからいろいろな方針が出ておりますので、それにつきましては後ほど報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をよろしくお願いたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

こういった状況の中で大変忙しいでしょうけれども、3月総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

感染者の増加が世界で広がっているわけですが、全然収束が見えない状況で、やはり感染予防のために手洗い、うがい、そういった対策をこれからも続けていただきたいと思います。

本日は時間も短縮ということなので、最後まで慎重審議の上、ご協力よろしくお願いたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げていただきましてお知らせいただければと思います。

①八潮市農業委員会 3月総会次第	A 4 横
②令和2年度八潮市農業予算概要	(資料 - 1)
③八潮市農産物放射能濃度測定結果 (3月分)	(資料 - 2)
④八潮市特定事業主行動計画の計画期間の1年延長について	(資料 - 3)
⑤農業委員会に関する不祥事について	(資料 - 4)
⑥農業委員会委員募集結果 (八潮市ホームページ最終公表)	(資料 - 5)
⑦埼玉県ふるさと認証食品	(資料番号なし)
⑧住宅地等における農薬使用について	(資料番号なし)
⑨かすかべのうりんナビ	(資料番号なし)
⑩令和2年度職員配置表	(資料番号なし)

まず、資料5をご覧くださいと思います。

資料5、これにつきまして、前日も一度皆様にお配りさせていただいておりますが、こちらは、農業委員の改選に伴う委員候補者の公募を1月31日から2月28日まで行いまして、委員の推薦を受けられました方々の一覧表でございます。市ホームページのほうにも掲載させていただいております。また、今後のスケジュールでございますが、庁内の候補者評価委員会を行いまして、その後市長に報告し、市長は6月議会にて同意をいただくということで提案させていただきます。その後同意をいただきましたら、8月のうちに任命をさせていただくようなスケジュールになってまいります。いろいろと推薦等にご協力いただきまして、ありがとうございました。

資料5の説明につきまして以上でございます。

また、小冊子になっているふるさと認証食品につきましては、これは1ページ開きますと主原料に100%埼玉県農産物を使い製造された良質な加工食品の一覧ということで載せているものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、住宅地等における農薬使用についてでございますが、こちらの中をお開きいただくと、いろいろな方法が載っておりますので、ぜひ活用していただければと思いますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、かすかべのうりんナビでございますが、春日部農林振興センターで出しているものでございますが、開いていただいて右のほうに載っていることですか、また、後ろのほうには、こまつなの土壌管理に簡易分析用試験紙の活用をと書かれていまして、春日部農林振興センターの〇〇さんがよく言われておりますが、この辺の土質を見ている中でこのよう

な傾向があるということで、いろいろご活用いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、職員の配置表でございます。こちらは昨日職員の内示が出まして、23ページをお開きいただければと思います。

その前に、部長と担当、私のほうも異動はなく、来年度も引き続き担当させていただくことになりました。

都市農業課の職員につきましては、2名異動がありまして、まだ3月いっぱいいますけれども、細井主事につきましてはこのたびの人事異動で企画経営課の統計担当に異動になりました。また、同じく恩田重雄主任につきましては再任用ということでしたが、今年度をもちまして退職されるということになりまして、そのかわりにということで、皆様もよく御存じかと思いますが、五十嵐主任が、今度総務のほうからこちらに異動になってまいります。以前も農業委員会を担当されておりますが、都市農業係ということで異動してきます。

また、その下にございます能島主事でございますが、資料館のほうにいまして、4月からこちらのほうへ異動してくる形になっております。

農業委員会につきましては清水と後藤は変わりなく、このメンバーで来年度進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あとは後ほどご覧いただければと思います。これにつきましては特に必要ないということであれば、お帰りのとき置いていかれても構いませんので、よろしくお願ひします。

以上で10点の資料となります。資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようでしたら、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひします。

以上でございます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、大野ヒロ子委員、12番、小倉雅樹委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎農地法第5条の規定による許可申請認定の件

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては3件ございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1になります。

譲受人住所・氏名、〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇〇-〇、持分3分の1、〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、持分3分の1、〇〇〇〇、〇〇〇-〇、持分3分の1、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇平米、権利の内容、所有権（売買）、転用目的、住宅敷地となります。

続いて、2ページのほうをご覧ください。

申請地の概要につきましては、申請地は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請理由は、現在、申請者は妻の実家に同居しております。こちらの実家が昭和51年から〇〇〇〇地域に居住しております長期居住者となります。今こちらに奥さんと一緒に住まわれているのですが、子供が大きくなって手狭となりました。それで子供たちが現在通っている〇〇小学校、〇〇〇幼稚園から転校しないで済むような土地を〇〇〇〇、〇〇区域を中心に探したところ、市街地等ではなかなか見つからなかったのですけれども、ここで譲渡人の協力が得られたので今回の申請に至ったものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、建設工事費ほかご覧の金額を銀行からの借入金で賄うということで、融資証明書が提出されております。

周辺農地への被害防除策としましては、敷地の周囲には既に土留めがありまして、その土留めによって周辺の農地への被害発生は防止できる状態になっています。

次に、3ページをご覧ください。

場所の説明をさせていただきます。

八潮市役所〇側の出口を出まして〇に向かいます。〇〇〇〇〇〇〇支店にぶつかったT字路を右折しまして道なりに進みますと〇〇〇学校に突き当たります。その〇〇〇学校を右折しまして、間もなく〇〇〇学校の〇〇〇のところを左に曲がりまして、100メートルほど進みました先にT字路がございまして、そちらの角地となります。

配置計画は4ページのようになっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、齋藤富子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○9番（齋藤富子委員） 9番、齋藤です。

先日、事務局から連絡がありまして見に行ったのですが、別に問題はありませんでした。以上です。

○議長 ただいま事務局と9番、齋藤富子委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にならなければ、挙手にて採決をしたいと思っております。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、同議案第5条許可申請認定の件、番号2について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の5ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2になります。

譲受人住所氏名、〇〇〇〇〇〇-〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容、所有権（売買）、転用目的は駐車場となります。

続いて、6ページをご覧ください。

申請地の概要につきましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模はおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、事業用の車両を本社敷地内、これは住まいと一緒にしているんですけども、そちらに確保して営業してきましたが、現在の駐車場だけでは手狭であるため申請するものとなります。

現在、会社の車がみんな来るといっばいで、来客用のスペースが設けられなかったり、車の出し入れをするのに手前の車を1回動かして奥の車を出したり、あと時には従業員に会社の車両を持ち帰ったりしてもらっている状況ということで、前から場所を探していたそうです。ほかの市街地や非農地では見つからなくて、ここで譲渡人の協力が得られることとなったため申請に及んだものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、土地取得費及び造成外構工事費としてご覧の金額を自己資金で賄うということで、銀行の残高証明書が提出されております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たり、隣地境界にコンクリートブロック擁壁を設置し、隣地農地への被害を防止することとしております。

次に、場所の説明をいたします。

次第の7ページをご覧ください。

先ほどと同様に、市役所の○側の出口を出まして○に向かいます。○○○○○○支店のところを右折しまして、道なりにずっと行きますと、先ほどの○○○学校より手前で、○○○○という信号がある交差点のところまで到達します。この交差点を右折しまして200メートルほど進みますと、堤防の手前に○○○があるのですが、その手前の黒く網かけした部分、こちらが申請地となります。ちょうど道路を挟んで向かいが株式会社○○○○の場所になります。

この申請地は公道と接道しておりません。この地図で見ますと申請地の右側に点線があるのですが、こちらは○○○の○○となります。○道とはちょっと違いますけれども、一応○○地で、道路状にはなっているのですが、この部分を○○○さんからお借りしまして、こちらから出入りする計画となっております。○○○さんとの使用貸借契約書の写しが提出されているところです。

土地の利用計画は、8ページですが、こちらにありますように従業員用の車両2台と業務用の軽トラック、場所的にそんな大きくはないので、小さめの車、合計4台を置く計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の13番、飯山敏行委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

先日、申請地を見てまいりました。本人は八潮市の公園等を管理する仕事を請け負っていて、重機等がたくさんあります。重機で天地返しをしてきれいになっております。問題ないかと思えます。

以上です。

○議長 ただいま事務局と13番、飯山敏行委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、同議案第5条許可申請認定の件、番号3について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

同議案の番号3です。譲受人住所・氏名、○○○○○ ○○○○-○○、○○○○ ○○○○、譲渡人住所・氏名、○○○○○、○○○○、土地の所在、○○字○○○○○○○○-○、地目、畑、地積○○平米、権利の内容、所有権（売買）、転用目的は資材置場となります。

続いて、10ページをご覧ください。

申請地の概要は、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内的の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、申請人は、現在、○○○地内の土地区画整理事業の区域内にある資材置場を使用しておりますが、そちらが土地区画整理事業の進捗状況により立ち退きしなければならないこととなりました。その後、市街地のいろいろな土地を当たったんですけども、やはり市街地などでは重機の騒音とか土ぼこり等の問題でなかなか見つからなかったところ、ここで、○○になるんですけども、こちらの土地を有する譲渡人から譲っていただけの話がまとまったため今回の申請に及んだものとなります。

資金計画・調達計画としましては、土地取得費と土地造成費になりますが、ご覧の金額を金融機関からの借入金と自己資金で賄うということで、金融機関の融資証明書と残高証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除としましては、転用するに当たりまして、隣地境界より1メートル以内は資材等何も置かないようにして、隣地農地への被害を防止する計画となっております。

続いて、11ページをご覧ください。場所の説明をいたします。

市役所の○側の出口を真っすぐ進みまして、○○○○○道路、○○○○○ですか、こちらに出たら左折します。そのまま○○○○○沿いを真っすぐ行きますと○○○○○のたもとに来ますが、○○○○○のところを右折して○○○の道に進みますと間もなく○○○○○○○のところへ行きますが、その○○○○○○○のところを左折して○○○方向に向かいまして、砂利道なんですけれども、1つ目の交差点を左折しまして、その先の交差点の角地、ご覧のような位置となります。

土地利用計画は12ページにございますように、主に残土の置場と、あとは来客用駐車スペース、そういった計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして地区担当の15番、臼倉正浩委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○15番（臼倉正浩委員） 15番、臼倉です。

先日18日に現地調査に行っていました。この場所は、私が農業をやっている畑のすぐ近所でよく見ているんですけれども、草とかもしっかり管理されて畑の状態をずっと保っていたような場所ですので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

○議長 ただいま事務局と15番、臼倉正浩委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号3について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

資材置場ということなので、12ページを見たところ、残土、重機、あと車3台の駐車場という形にしてありますが、結構こういう残土とかというのは変なものとか、そういう場合もあるから、幸い臼倉委員が隣で見ているようなので、今後注意して見ていただければ、何とか大丈夫でしょう。

○番（渋谷 稔委員） これは売却ですね。

○議長 そうですね、売買ですね。

現在使用している資材置場はどこでしたか。

○事務局 現在は○○○で、昔○○○○○○○○○があったあたりの高速道路に近い場所です。今使っているところの写真も持ってきてもらったんですけれども、周りをバリケードで囲んで、そんなに残土を高く積んでいるということはないです。そういう規定があることは承知していて、本人も申請のとき一緒に来てもらいました。

○議長 そうですか。どうぞ。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

これは資材置場、残土と書いてあるので山になると思うんですけども、それに対しては残土の場合は風が吹いたりすると非常に周りの農地とかに、ごみではないですけども、砂砂利が飛ぶのですけれども、これは鋼板とかと規制はないのですか。周りを鋼板で囲って、周りに被害が及ぼさないようにという、そういうような規制はないんですか。

○事務局 特に指導はしなかったのですが、そういう点はどうしますかと聞いたら、境界から1メートル以内に置かないようにしますということで、予算の面もあるのでしょうか、鋼板塀ということはありません。あと国土交通省の〇〇下流事務所のほうにも行ってもらったんですけども、そちらの話もあったかもしれないと思います。

○議長 ほかにございませんか。

その周りで一番近くで耕作して、作付してある畑というのは、申請地からどれくらい離れているのか。

○15番（臼倉正浩委員） 申請地のこの図で言うと、〇〇〇〇寄りのところに1枚畑っぽいのがあると思うんですけども、ここは近所の人で〇〇〇〇さんという人がもう耕作はほぼしてないんですよ。通りを挟んだ、図で言うと下側に、うちのビニールハウスがあるんですけども、そのくらいの距離ですね。かなり近いと言えば近い。

○議長 じゃ風塵とかの被害は受ける可能性は……

○15番（臼倉正浩委員） 正直あります。

○議長 あるんだね。

○15番（臼倉正浩委員） はい。

○議長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○7番（渋谷 稔委員） 7番、渋谷です。

この辺の土地はこういうふうに変用していい土地なんですよ。だから買って変用ができるということになると、やはり規制はかけられるのでしょうか、農業委員会としては。

○議長 規制をかける、許可しないということ。

○7番（渋谷 稔委員） 許可しないということはできないの。

○議長 いや、だから理由があれば、できますよ。

○事務局 ここは第2種農地なので、ほかの土地ではその目的が達成できなくて、この場所ではないとできないんですということが証明されて、承諾されれば変用ができるということです。基本はまず農地以外で探してもらおう。それでも駄目だったら認めましょう、第2種農地というのはそういうところになります。

○議長 ということですが。

ほかに。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

残土置場というのはたしか高さ制限があるんですよね。たしか何メートルだったか、うちのほうの近所にも山があるので、何メートルか忘れたんですけども、指導してくれるんですよね。

○事務局 高さ規制というのは、埼玉県の土砂条例、八潮にもあると思うんですけども、ただ、面積がたしか500平米以上、その場合、規制の対象となる。ちょっと調べてみないと分からないですけども、八潮にもそういった条例がありますので、それを満たしていれば。

○13番（飯山敏行委員） もし許可したとしても、残土の山が高過ぎるよというようなパトロールみたいなのをしているんですよね。

○事務局 そうですね。

○13番（飯山敏行委員） ちょっと見かけたところだったので、そういうような指導をしてくれるのかなと思って。

○事務局 あと許可するときに、農業委員会からもそういったことを注意をすることはできるかなと思います。

○13番（飯山敏行委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、今までのことを踏まえまして審議していただき、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手多数 ——

○議長 挙手多数ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について6件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について3件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について12件ございませうが、今月は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮したいため、いつもの読み上げは無

しにしますのでご了承ください。今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。次第の13ページから18ページになります。

—— 委員、各自で内容確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでございますので、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、協議事項が1件、依頼事項が1件ございます。

初めに、報告事項1件目、生産緑地地区の追加指定について、担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の小倉でございます。よろしくお願いいたします。

日ごろ農業委員の皆さんにおかれましては、本市の公園緑地行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、生産緑地地区の指定状況、そして追加指定の受付についてご説明させていただきたいと思っております。

初めに、生産緑地地区の指定状況ですが、令和元年度におきましては、3地区の追加指定、1地区の廃止ということで、最終的に地区数が2地区、面積が0.11ヘクタールの増加となっております。この結果、令和元年度末現在の生産緑地地区数の総数は183地区、面積といたしましては約27.98ヘクタールとなっております。

次に、令和2年度の生産緑地地区の追加指定の受付についてお知らせをさせていただきます。受付の期間といたしましては4月1日水曜日から4月30日の木曜日までの期間で、土日祝日を除きます朝8時半から夕方5時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行っております。この内容につきましては、3月10日の広報やしお、そして本市のホームページにも掲載しております。

もしこちらの追加指定につきまして、農業委員の皆様の方に何かご相談等がございましたら、市役所の公園みどり課のほうをご案内いただければと思っております。

公園みどり課からの説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま公園みどり課より説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようですので、それでは、公園みどり課の小倉さん、ありがとうございます。

○公園みどり課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、報告事項2件目、令和2年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

資料1、表面と裏面がございまして、表のほうには金額、後ろのほうには事業の内容を書いています。若干割愛してご説明させていただきます。

市の予算におきましては1から9までありますが、それぞれ事業名がございまして、農業委員会運営事業から始まりまして、農地保全事業ということで、その事業ごとに分かれて予算化されているものでございます。

農業委員会運営事業につきましては、ご覧のような形で、皆様の報酬、または農地管理システムの保守業務委託料とかの形で載せているものでございます。

2の経営体支援事業でございしますが、こちらだけ若干触れさせていただきますと、農業近代化施設導入事業補助金というのが360万円ございしますが、令和元年度から増額させていただきまして現在行っているものでございます。皆様も御存じかと思いますが、いろいろ施設等の補助金ということで、今年も少し余裕がありましたので、来年度以降も有効的に使っていただければと思います。皆様のほうに広報していただければありがたいかなと思っております。

また、中川農地の受け手、出し手につきましても、令和元年度については数件の申請をいただきました。農業委員の皆様のご協力をいただきまして、遊休農地の解消にもつながるのかなということで、委員の皆様におかれましては農業者との相談についても今後も行っていたいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、4の環境保全型農業推進事業におきましては、毎年行っておりますが、廃ビニールの収集を、農業団体の皆様のご協力をいただきながら進めている事業でございます。

次のふれあい農業促進事業でございしますが、こちらは市民農園の空き区画整備ということで、これは194区画ございしますが、現時点では若干まだ空いているところもありますが、2月末現在ですと184件の区画利用が行われているところでございます。今後は、市民の皆様にご協力いただけるような市民農園ということで努めてまいりたいと考えているところで

ございます。

また、実施して3年目に入りますが、農業者の皆様のご協力をいただきながら農業体験事業ということで実施しているものがございます。30万円の予算でございますが、3事業にそれぞれ10万円ずつの範囲とさせていただきまして、ジャガイモ、枝豆、サツマイモの農業体験ということでさせていただいております。令和元年度においてはジャガイモが35組、枝豆が20組、サツマイモは31組の市民の方々に参加していただいて、大変盛況でございました。

最後に、ガーデンコミュニティでございますが、これは農園サポーター制度を登録制度で行っております。皆様、農業者、管理者の方と市民の方の協働による事業ということで進めている事業がございます。

続いて、6の地産地消推進事業でございますが、こちらは毎年枝豆の種子購入の補助を行っています。また、今年度、令和2年度は新たにブランド枝豆PR用シール作成ということで、金額的には19万4,000円と少ないのですが、毎年、枝豆ヌーヴォー、また、枝豆大感謝祭を行っておりますが、皆様からブランド化として枝豆のシールがあったほうがいいんじゃないかというご意見をいただきましたので予算化につながったものでございます。今後、委員の皆様にお集まりいただきましてデザインを作りまして、検討していただきまして、枝豆まつりまでにできれば作って使いたいと考えているところでございます。

8番の幹線農業水利施設管理事業でございますが、こちらは主に古利根堰ということで、越谷、松伏の境にございます古利根堰の耐震化工事が今行われているところでございます。それと併せて、古利根堰周辺のインフラ整備ということで、最近、大雨による洪水等が発生しておりますので、周辺のカメラ、あとは水位計等が大分老朽化しているので改修を行うということで、今年予算のほうも少し増えているところでございます。

最後に、農地保全事業ということでございます。こちらは下にありますが、街なかやすらぎ緑空間創出事業補助金ということがあります。これは、花卉により畑の表土の流出防止など、また生垣などにより緑地空間を整えていただけますと補助をするような制度がございますので、こちらのほうも有効に活用いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

来年度の予算につきましては以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見はございますか。

いいですか。農地費の葛西用水三市連絡協議会、これは三市って、八潮と、あと2つはどこなんですか。

○事務局 越谷市と草加市、この3市で、東京葛西用水ということで、ちょうど越谷のところにある瓦曾根堰というのがあるんですけども、そこからずっと草加を通過して八潮と、用水沿いの三市です。

○議長 これは請求がくるんですか。支払う団体は葛西用水の土地改良区ですか。

○事務局 三市連絡協議会でやっている事業なんですけれども、土地改良全体で利根川からずっとくるのが土地改良なんですけれども、これは部分的にやるんですね。先ほどの古利根堰というのは全体でありますので、7市……、吉川市、三郷市とか、春日部とか入ったところでやっているものなんですけれども、そのようなところで整備するときに負担金とか運営費にお金を取って、市のほうから出しているものです。

○議長 かなり増えていますよね、昨年より。

○事務局 増えているのは、先ほど申しあげました古利根堰のところの水門、行かれた方は御存じかと思うんですけれども、水門が大分橋脚が耐震性に合わないということで、耐震診断をやったら、耐震基準に合わないんですね。水門の支柱が地震に対応できないということで、それを大幅に改修するというのでやっております、それが水路を使うときではなくて、渇水期に工事をやっていくんですけれども、その負担金が出てきています。工事までまだまだ数年かかるんですけれども、川の中の河床工事とか、橋脚工事ということで行っていくということで、もうあと3～4年負担金は出てくるかと思えます。

一番増えているのは、先ほど言った、埼玉県が今進めていただいているんですけれども、古利根堰周辺にある水位計とか、水位を測るものとか、臨時の発電機だとか、あとカメラですか、よく水路を監視しているカメラとか、老朽化しちゃいまして使えなくなっているようなところも出てきていまして、去年の台風のとときとか、その前の台風とかで結構水路が危ないということもあって、チェックしたときに危ないところが出てきたということで、急遽早急に整備したいということで、それぞれ市町村の負担をいただきたいということで、それが一番大きい金額が増えているものです。

以上でございます。

○議長 ほかに何かご意見ございますか。

どうぞ。

○5番（大野ヒロ子委員） 5番の大野ですが、直売所のところの地産地消がかなり減っているんですけれども、これは何か理由があるんですか。

○事務局 12万6,000円ですか、これは先ほどの地産地消のほうで、全体的には変わらないんですけれども、先ほどシールというお話をさせていただきましたが、今回枝豆のシールを作らせていただこうと思っています。今回広報に載せさせていただいたんですが、去年は八潮市の特産の野菜を使っている商業者、お店の方々に、八潮の特産品を使っている店舗に認定シールを作成したものです。B4サイズの用紙を縦に半分にした大きさです。すでに2つの申請があり、○○○○○○○や○○さんの入口あたりに認定シールが貼られていると思います。この認定シールの予算として32万円と見込んでおりましたが、今回のシールは19万円4,000円と見込んでおりますので、減額となっているものです。

以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、続きまして、報告事項3件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（3月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和2年3月）ということで、今回農業委員会のほうで測定しております。星野委員のご協力によりまして、3月3日、ロメインレタスを測定しております。

測定結果については、放射性ヨウ素、放射性セシウムいずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 次に、協議事項、八潮市特定事業主行動計画の計画期間の1年延長について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

これは総務人事課のほうから依頼がきたものですけれども、まず、次世代育成支援対策推進法というのがありまして、この法律の中で、特定事業主というのが出てくるんですけれども、特定事業主というのは、国とか地方公共団体のことを指します。もちろん八潮市役所も入ります。この法律で、地方公共団体の機関は、職員を雇用する立場から、子育て支援の充実などを図るため、特定事業主行動計画というのを作ることになっています。八潮市もこの計画がありますけれども、この計画が令和2年3月31日まで、今月末までの5年間となっているところ、この計画期間を1年延ばしたいということに同意いただきたい、そういう内容になります。

なぜ農業委員会に伺いを立てるかといいますと、次の2ページの中ほどに書いてありますけれども、この特定事業主の行動計画というのは、地方公共団体の任命権者ごとに策定することとなっております。任命権者ごととなりますと、まず八潮市長、そのほかに八潮市議会とか、選挙管理委員会とか、あと農業委員会もそうですね、監査委員会、そういった独立した行政機関がそれぞれこの計画を作らないといけないところなんですけれども、八潮市におきましては職員の勤務条件や人事管理等が同一であることから、合同で計画を策定しているところがございます。

後ろのほうの7ページをご覧ください。

こちらが八潮市特定事業主行動計画の変更案、7ページの、縮小コピーして横になっているところですね。ここに八潮市長、八潮市議会議長、八潮市選挙管理委員会から八潮市農業委員会、これで合同になっているということがお分かりいただけるかと思えます。

今回の計画は、これを1年延ばして、令和3年3月31日まで、変更するのはこのことだけなんですけれども、なぜ1年間延ばしたいかと言いますと、また1ページ、最初のページに戻っていただきまして、この次世代育成支援対策推進法のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というのがございます。この法律は、女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することができる社会の実現に取り組んでいくものとして、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画を作成することになっております。こちらでも特定事業主行動計画というのですけれども、八潮市におけるこの女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主計画、こちらの計画の計画期間が来年3月31日までの1年先となっている現状でございます。

これを、これから先はこの2つの計画を一緒にまとめていきたいということが3ページの文章の下のほうに書いてあるんですけれども、これから先は、職員の仕事と生活の両立及び女性職員の活躍の一層の推進に関して、つまり「次世代育成」と「女性活躍」それぞれの計画に一体的かつ総合的に取り組むために一本化した特定事業主行動計画を作成していきたいということです。そのため今回の計画を1年延ばすということなんですけれども、参考までに近隣の越谷市や三郷市ではこの2つの計画を合同で作って進めているとのこと。

また繰り返しになりますが、簡単に言いますと、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を、女性の活躍の推進に関する計画と時期を合わせて具体化していくために、今回の計画を1年延ばすということについて合意願います、そういった内容でありますので、特に1年延ばすということだけですので、異論はないと思うんですけれども、確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、ただいまの計画につきまして、期間を1年延ばすということだけですので、異議なしということでよろしいでしょうか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、総務人事課のほうへお伝えください。

次に、依頼事項、農業委員会に関する不祥事について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料4をご覧いただきたいと思っております。

こちらは埼玉県農業会議からそれぞれ各市町村の農業委員会会長宛てにいただいた通知でございます。何度か農業委員会に関する不祥事ということで、法令遵守ということでお話しさせていただいているところでございますが、今回も通知がきましたので、また改めてご紹介させていただくものでございます。

お手元の資料2ページ目をお開きいただければと思います。

不祥事の内容でございますが、2月28日に農業委員会の現職会長が農地転用に関わる収賄

の疑いで逮捕された。また、農業委員会業務と直接関わりはないのですが、3月1日に、農業委員会の事務局職員が個人情報漏えいに関わる地方公務員法（守秘義務）違反と偽計業務妨害の疑いということで、内容は次のページを見ていただきますと、まず、3ページに米子市農業委員会会長ということで、鳥取県の米子でございますが、こちらのほうで先ほどの収賄があったということで後ほどご覧いただければと思います。また、次のページの5ページ目には、弘前市の市の職員が、これは直接農業委員会ということではないのですが、個人情報が流出したということで、これはマスコミのほうに出したのですが、何の意味があつて出したのか、細かく読んでも分からないところがあるのですが、実際にそれを出してお金をもらったとかそういうことではないのですが、流出をしたということなので、市の業務妨害ということでの内容でございます。

後ほどご覧いただければと思います。このようなことがないようにということで、今回農業会議のほうからきておりますので、引き続き法令遵守につきましてはお気をつけいただきますようお願い申し上げます、説明のほうは以上でございます。

○議長 以上で報告事項を終了させていただきます。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明がございます。

○事務局 次回は、令和2年4月24日金曜日、午後2時より、ここと同じになります。市役所別館A会議室にて開催いたします。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま事務局より4月の農業委員会の総会のご案内がありました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたらお願いします。

○事務局長 情報提供ということで、この場でちょっとお話をさせていただければと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る4月以降の市主催イベント、施設利用等についての対応方針ということで、市のほうでは毎朝、新型コロナウイルス感染症対策の本部会議を開いておまして、皆さん御存じのように3月いっぱい公共施設は、屋内、屋外全て使用停止ということでしております。それを4月以降どうするのかということで今日会議がございまして、方向性が出たものですから、とりあえずご報告をさせていただきたいと思います。

4月1日から4月30日まで、市が主催するイベント、市の公共施設を利用する等については次のとおりということで、市主催のイベントにつきましては、原則中止または延期するイベントということで、前回もお話しさせていただきましたが、不特定多数の来場者、密着するような状況が見込まれるもの、また、感染した場合、重症化するリスクが高い人たちが集まる場、高齢者、または基礎疾患のある方々が集まるようなものは中止または延期という方向が出ているところでございます。

その中で、公共施設の利用についてでございますが、屋外につきましては、基本的には屋外の公共施設を4月から利用を認めるという方向に改めるものでございます。

ただ、スポーツ施設につきましては、利用時に体温の検温を行うとか、体調がすぐれない方については使用しないとか、近距離での会話、発声は行わない。また、人を密集させないような配慮を行う。それ以外にも感染防止対策のせきエチケット、手洗いなども行うということを経験として屋外の場合は使用を認めていくということになりました。

また、一応、屋内施設につきましては、一部を除いて4月30日まで引き続き休館とするということになりました。メセナ・アネックス、楽習館、ゆまにて、それぞれ公共施設につきましては引き続き4月30日まで休館となりました。

また、一部につきましてはということで、これはだいたい児童館わんぱるでございますが、こちらは4月1日から利用できるということで、ただ、感染防止対策を行った上で行うということで、小さいお子さんたちが施設のほうで少し遊ぶことも必要ではないかということで、感染対策を行った上でわんぱるの利用を開始するという方向性が出たところでございます。

また、学校につきましては、埼玉県が作成している基本方針がありますが、それを踏まえて対策を検討していくということで、基本的には4月8日、始業式から再開するというところで学校のほうは動いているところでございます。

また、部活動につきましても、中学校の部活動なんかも再開は行っていくという方向性が出てきたところで、ただ、試合とかについては自粛していきたい。また、行うに当たっても手洗い、うがい、検温等をしっかり対応していくというような条件付きで進めていくというような方向性がここから出てきて、ホームページ、また840メール等で関係者の皆様のほうにこれから情報提供したいと思っておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

市のほうからの情報提供は以上でございます。

○7番（渋谷 稔委員） そうすると枝豆ヌーヴォーとかは中止にするのですか。

○事務局長 枝豆ヌーヴォーは、福岡委員もいらっしゃいますが、枝豆ヌーヴォーにつきましては、今のところ、この間1回目の会議を行いまして、まだ結論は出てないところでございます。状況によっては中止にしようということもあるのですが、今月もう1回会議を開いて決定したいということで聞いておりまして、ただ、この状況を見ますとなかなか厳しいのかなと思うところでございます。というのは、広報やしおに掲載しなければいけないので、そのタイムリミットだとか、あと各ポスターの印刷とかもありますので、余り待ってられないというのがありますので、このことも視野に入れながら決断していくということで、最終的には実行委員会が判断するということになり、まだ正式な決定は出ていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに何かありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理にお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 大変お忙しいこの時期に、八潮市農業委員会総会にご出席いただき、また、慎重にご審議をいただきましてありがとうございます。

世の中が混沌としておりまして、一刻も早く先の見えないこの状況を何とか打破していただければと思います。また、世論を惑わすようなデマ情報に惑わされることなく、皆さん、確かな情報で判断していただきまして、しっかりした行動をとっていただければと思います。

ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時20分